

相続登記申請手続に関するフローチャート

ポイント

- ①相続登記においては、亡くなった登記名義人(被相続人)の出生から死亡までの戸除籍謄本等、数多くの書類が必要となります。
- ②登記申請に当たっては、専門家である司法書士に依頼する方法と相続人自身で申請書等を作成して申請する方法の2つの方法があります。
- ③司法書士に依頼する場合、相続人自身の手間は省けますが、司法書士に報酬を支払う必要があります(※報酬額は司法書士によって異なります。)
- ④相続人自身で登記の手続をされる場合、司法書士への報酬支払いは不要ですが、申請書類の作成や収集等で相当の時間と手間を要することがあります。

